

令和6年8月30日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年7月22日から令和6年8月26日まで、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、計2件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>・調査について、40条4の「建設業者に対して」とあるが、31条とあわせた記述に変更を要望します。全てと記述することにより、対象外がないため、一定の抑止的要素が強化されると思います。</p> <p>・調査については、建設Gメンが担うことが想定されていますが、全国の調査を国交省職員が行うことは現実的に対応できるとは到底思えません。確実な調査を進めるためにも関係団体の協力が必要です。省令案には、関係団体の協力を求める内容の記述をぜひ検討してください。実際の調査が進むことだけでなく、多くの調査機関があることを印象付けることで、抑止効果も期待されます。</p> <p>・この間の改正の1番の目的である、建設従事者の担い手確保のため、休日の確保と賃上げを実現するため、労働組合としても取り組みを進めています。官民労の連携を今以上強化する必要があると思います。ぜひ検討してください。</p>	<p>・建設業法（以下「法」という。）第31条は建設業許可の有無に関わらず「建設業を営む全ての者」を、法第40条の4では建設業許可を有する「建設業者」を対象とした条項となっております。後者は建設工事の請負契約の適正化に関する状況調査の規定ですが、法第31条と異なり行政処分を前提としない調査を、建設業許可を有しない小規模事業者に対しても行うことはいたずらに当該事業者の事務的負担を増加させる恐れがあることから、今般対象外とすることとしたものです。</p> <p>・改正法の実効性を確保するため、全国各地における改正法の説明会をはじめ、周知徹底に取り組んでおります。また、地方整備局等の職員をはじめとした建設Gメンの調査については、通報窓口への情報提供等の端緒情報を活用し、法令違反の疑いがある事例に対し優先的に実施することで効率化を図るとともに、体制の拡充も検討してまいります。</p> <p>・今後の建設業行政の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>国土交通大臣の行う調査の内容について、建設業者が雇用している労働者の賃金支払い状況まで調査することが適切と考える。</p>	<p>法第40条の4は改正法の公布日から6ヶ月以内に全面的な施行が予定されているところ、ご指摘の点への対応については、当該条項の全面的な施行に際して改めて検討してまいります。</p>

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。